主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人小泉英一、同枡井雅生の上告趣意第一点について。

所論は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる訴訟法違反の主張であり、その 余は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当 らない。

同第二点ないし第四点について。

所論は、事実誤認、単なる訴訟法違反(記録に徴しても、所論供述調書が所論の ごとき強制、暴行、脅迫により得られたと疑うべき証跡は存しない。)の主張であ つて、適法な上告理由に当らない。

同第五点について。

所論は、憲法三一条違反をいうが、記録に徴しても、所論供述調書の任意性を疑うべき証跡は存しないから、論旨はその前提を欠き、その余は、単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第六点について。

所論は単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第七点について。

所論のうち、憲法一一条、一三条違反をいう点は、原審で主張も判断もなかつた 事項に関する違憲の主張であつて、適法な上告理由に当らず、同一四条違反をいう 点は、刑法二〇〇条が憲法の同条項に違反しないことは、当裁判所大法廷の判例(昭和二四年(れ)第二一〇五号同二五年一〇月二五日判決、刑集四巻一〇号二一二 六頁)とするところであつて、今でもこれを変更する必要を認めないから、論旨は 理由がない。

同第八点について。

所論は、事実誤認、単なる訴訟法違反および量刑不当の主張であつて、適法な上 告理由に当らない。

同第九点について。

所論は、憲法三八条二項違反および判例違反をいうが、記録に徴しても、所論供述調書の任意性を疑うべき証跡は存しないから、論旨はいずれもその前提を欠き、その余は、単なる訴訟法違反の主張であつて、すべて適法な上告理由に当らない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同四〇八条、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四二年一一月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	īF	太住